

## 鹿児島労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱

### （目的）

第1 この要綱は、一定規模以上の事業所等について、公正採用選考人権啓発推進員（以下「推進員」という。）の設置を図り、推進員に対し計画的・継続的な研修を行って、当該事業所における公正な採用選考システムの確立のために必要な知識、理解及び認識を深めることを目的とする。

### （推進員設置対象事業所）

第2 鹿児島労働局は、原則として次の基準に該当する事業所について推進員を設置する事業所として選定するものとする。

- (1) 常時雇用する従業員の数が80人以上である事業所
- (2) 常時雇用する従業員の数が1人以上である職業紹介事業所及び派遣元事業主の事業所
- (3) 常時雇用する従業員の数が50人未満であって、次のいずれかに該当する事業所  
ア 自発的に推進員を設置する事業所  
イ 就職差別事件又はこれに類する事象を惹起した事業所

### （推進員選任基準）

第3 推進員は、原則として人事担当責任者等採用・選考に関する事項について相当の権限を有する者から選任するものとする。

### （推進員の役割）

第4 推進員は、国民の就職の機会均等を確保するという視点に立って、次の事項について中心的な役割を果たすものとする。

- (1) 公正な採用選考システムの確立を図ること
- (2) 職業安定行政機関との連携に関すること
- (3) その他当該事業所において必要とする対策の樹立及び推進に関すること

### （推進員の選任状況の把握）

第5 公共職業安定所長は、推進員の選任を行った事業主から「公正採用選考人権啓発推進員選任報告書」（別紙）による報告を求めることとする。

### （推進員に対する研修等の実施）

第6 鹿児島労働局職業安定部職業安定課は、推進員に対してその役割を果たすために必要な研修等を実施するものとし、必要に応じて関係行政機関等の協力を要請するものとする。

### （その他）

第7 その他必要な事項は別に定める。

平成23年6月28日改訂

平成30年4月1日改訂

令和3年2月9日改訂

令和7年7月1日改訂